

令和7年10月から変更となる制度のまとめ

TOPIX

1. 最低賃金額の引き上げ
2. 健康保険
被扶養者の認定にかかる変更

1. 最低賃金額の引き上げ

北海道の最低賃金が 1,075 円へ！

(効力発生年月日：令和7年10月4日)

会社ごとの賃金規程により計算方法は異なりますが、週40時間のフルタイムでの勤務をされている方は **月額186,835円** を上回る給与の設定が必要になる場合があります。

～最低賃金は全ての労働者に適用されますので、10月からの給与計算の際はご注意ください。～

2. 健康保険 被扶養者の認定にかかる変更

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります！！

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、現行の「年間収入130万円未満」という要件が「**年間収入150万円未満**」に変わります。
この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

令和7年10月1日以降の被扶養者認定の年収基準	
対象者区分	年収基準
19歳未満	130万円未満
NEW 19歳以上23歳未満	150万円未満
23歳以上60歳未満	130万円未満
60歳以上または障害者	180万円未満

年齢（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例：令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合

⇒令和7年は「19歳以上」として扱われ、新基準である年収150万円未満が基準となります。

※アルバイト等で一定の収入があるご家族も、条件を満たす場合は被扶養者として認定される可能性があります。
該当する可能性がある方は、必要書類の提出や手続について担当者までお気軽にご相談ください。